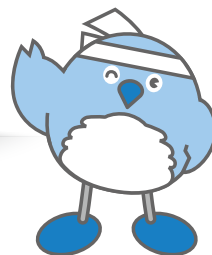


令和4年大分県 精神障害者保健福祉手帳

1. 趣旨・対象者

この手帳は、精神保健福祉法に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。手帳を持つことにより様々な支援を受けることができますので、精神障がいのある方が自立した生活を送り、社会参加することへの手助けとなります。

対象者 統合失調症、双極性感情障がい、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいなどの精神障がいのために、長期にわたって日常生活や社会生活に制約のある方



2. 障害者手帳の様式が選べます

大分県では令和2年10月からカード様式の障害者手帳を発行しています。ご希望にあわせて従来の紙様式かカード型かのいずれかを選択できます。

紙様式

(表表紙)

障害者手帳

写真

(縦4cm×横3cm)

大分県

(内面)

交付日 有効期限 (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) 大分県 <small>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳</small>	氏名 住所 (生年月日) 障害等級 手帳番号
---	------------------------------------

※内面の大きさは、表表紙の2つ分です。

カード様式

(表)

写真	障害者手帳 大分県第 号 交付日 年 月 日 有効期限 年 月 日 氏名 (生年月日) 住所 障害等級 大分県	※顔写真は白黒になります。
----	--	---------------

(裏)

有効期限の更新	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳
(更新)	(更新)
(更新)	(更新)
(更新)	(更新)

注) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

3. 障害等級

等級は精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。

1級	日常生活が1人ではできない状態（常時他人の援助が必要な状態）
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な状態
3級	日常生活・社会生活を送れるが、ときに制約がある状態

4. 申請から交付までの流れ



5. 申請方法

申請者	精神障がい者ご本人 本人以外の方が、申請書の提出や手帳の受取を代行することはできません。									
申請先	居住地の市町村窓口（「9.市町村申請窓口」を参照）									
必要書類	<p>（各様式は大分県ホームページまたは市町村の窓口にあります）</p> <table border="1"> <tr> <td>①申請書</td> <td>申請書にはマイナンバーの記載が必要です。 本人確認書類もお持ちください。</td> </tr> <tr> <td>②診断書 （精神障害者保健福祉手帳用）</td> <td>精神障がい初めて病院にかかった日（主たる精神障害の初診日）から6か月以上経過して作成された診断書であることが必要です。</td> </tr> <tr> <td>③写真</td> <td>新たに手帳の交付を必要とする場合のみ提出してください。 ※縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの、 1年以内に撮影したもの</td> </tr> </table> <p>○精神障がいを支払事由とする障害年金又は特別障害給付金を受給されている方</p> <p>②診断書（精神障害者保健福祉手帳用）の代わりに、年金証書等の写し（次のア又はイのいずれか）と同意書により申請することができます。この場合、年金等級が障害等級となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 年金証書の写し （直近の年金振込（支払）通知書の写しも可）</td> </tr> <tr> <td>イ 特別障害給付金受給資格証の写し （特別障害者給付金支給決定通知書の写し、 又は直近の国庫金振込通知書の写し、国庫金送金通知書の写しも可）</td> </tr> <tr> <td>同意書 ※障がいの種類や等級を年金支給機関に照会するのに必要です。</td> </tr> </table>	①申請書	申請書にはマイナンバーの記載が必要です。 本人確認書類もお持ちください。	②診断書 （精神障害者保健福祉手帳用）	精神障がい初めて病院にかかった日（主たる精神障害の初診日）から6か月以上経過して作成された診断書であることが必要です。	③写真	新たに手帳の交付を必要とする場合のみ提出してください。 ※縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの、 1年以内に撮影したもの	ア 年金証書の写し （直近の年金振込（支払）通知書の写しも可）	イ 特別障害給付金受給資格証の写し （特別障害者給付金支給決定通知書の写し、 又は直近の国庫金振込通知書の写し、国庫金送金通知書の写しも可）	同意書 ※障がいの種類や等級を年金支給機関に照会するのに必要です。
①申請書	申請書にはマイナンバーの記載が必要です。 本人確認書類もお持ちください。									
②診断書 （精神障害者保健福祉手帳用）	精神障がい初めて病院にかかった日（主たる精神障害の初診日）から6か月以上経過して作成された診断書であることが必要です。									
③写真	新たに手帳の交付を必要とする場合のみ提出してください。 ※縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの、 1年以内に撮影したもの									
ア 年金証書の写し （直近の年金振込（支払）通知書の写しも可）										
イ 特別障害給付金受給資格証の写し （特別障害者給付金支給決定通知書の写し、 又は直近の国庫金振込通知書の写し、国庫金送金通知書の写しも可）										
同意書 ※障がいの種類や等級を年金支給機関に照会するのに必要です。										
その他	○精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費（精神通院医療）を同時に申請される場合 精神障害者保健福祉手帳用診断書のみで申請できます。 詳細は「自立支援医療費（精神通院医療）リーフレット」を参照ください。									

※有効期間は2年です。更新申請は期限の3か月前から可能ですので、早めに手続きをしてください。
申請に基づき障がいの状態を審査して決定します。

6. 交付

- 申請に基づいて審査を行い交付が決定すると、県知事から手帳が交付されます。
非該当の場合は、不承認通知書が交付されます。
- 手帳には「障害者手帳」と表記し、提出いただいた写真が貼られます。
手帳には、「氏名」「住所」「生年月日」「障害等級」「手帳番号」「有効期限」が記載されます。
- 手帳の交付は、申請された市町村の窓口で行います。
 - 更新、等級変更、県外からの転入又は汚損や破損等による再交付など、新たに手帳が交付される場合は、以前の手帳と引換えになります。
 - 更新等で新たな手帳が交付されない場合は、現在お持ちの手帳に、市町村の窓口で有効期限を追記します。

7. 手帳交付後の申請又は届出

手帳が交付された後、下表の場合は、手続きが必要です。
必要な書類をお持ちの上、お住まいの市町村窓口へ提出してください。

申請の種類	内 容	必要な書類
更 新	現在お持ちの手帳の有効期限経過後も、引き続き手帳の交付を希望するとき	・「5.申請方法」の必要書類と同様 ・現在お持ちの手帳（写し可）
氏名や住所 の 変 更	氏名や住所が変わったとき ※違う市町村や都道府県に住所を変更したときは、 転入先の市町村に届け出てください。	・現在お持ちの手帳 ・変更内容が確認できるもの
障 害 等 級 の 変 更	・障害年金の等級が変わったとき ・障がいの状態に変化があったとき	・「5.申請方法」の必要書類と同様 ・写真（「5.申請方法」の必要書類③）
再 交 付	・手帳が汚れたり、破れたり、紛失したとき ・手帳の様式を変更したいとき （紙様式→カード様式、カード様式→紙様式） ・写真なしの手帳に、写真を貼りたいとき	・再発行申請書 （市町村窓口にあります） ・現在お持ちの手帳 （紛失した方を除く） ・写真（「5.申請方法」の必要書類③）
死 亡	手帳の交付を受けた方が亡くなったとき	・死亡通知書 （市町村窓口にあります） ・精神障害者保健福祉手帳 ・死亡を確認できる書類

8. 手帳を交付された場合に利用できる施策・サービス

※所得要件があるものもありますので、ご注意ください。

<ul style="list-style-type: none"> ○診断書添付による手帳をお持ちの方が新たに自立支援医療費（精神通院）を申請する場合、手帳のみで申請できます。 ○税制上の優遇措置が受けられます。 （所得税、住民税、自動車税（1級）、等） ○生活保護の障害者加算の認定が受けられます。 （1,2級） ○重度心身障がい者医療費給付事業の対象になります。（1級） ○後期高齢者医療が65歳から適用される障がい認定の対象になります。（1,2級） ○在宅重度障がい者住宅改造助成事業の対象になります。（1級） ○障害者総合支援法のサービス（ホームヘルプ等）を利用できます。 ○企業の障害者雇用率に算定されます。 ○公営住宅の優先抽選枠の対象となります。 また、単身入居の申込みができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金貸付制度を利用できます。 ○大分県あったか・はーと駐車場の利用証の発行を受けられます。（1級） ○駐車禁止除外指定車標章の交付を受けられます。 （1級） ○大分県立図書館の障がい者宅配貸出サービスを利用できます。（1,2級） ○NTTの番号案内（104）が事前登録により無料で利用できます。 ○NHK放送受信料の減免があります。 ○大分県立美術館等の公共施設や、うみたまご、各映画館等の入場料の割引があります。 ○バス運賃、国内航空旅客運賃、船舶運賃、タクシー運賃の割引があります。 （写真が貼付された手帳の提示が必要です） ○携帯電話料金の割引があります。
--	--

その他、市町村独自のサービスもあります。お住まいの市町村によって異なりますので、市町村窓口でお尋ねください。

9. 市町村申請窓口

(令和4年6月1日現在)

市町村名	窓 口 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
大 分 市	大分市役所	障害福祉課 医療・手当給付担当班	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-537-5786
	鶴崎市民行政センター	東部保健福祉センター	870-0103	大分市東鶴崎1-2-3	097-527-2143
	植田市民行政センター	西部保健福祉センター	870-1155	大分市玉沢743-2	097-541-1496
別 府 市	別府市役所	障害福祉課	874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1111
杵 築 市	杵築庁舎	市民福祉課 年金・福祉・子ども窓口係	873-0001	杵築市大字杵築377-1	0978-62-3131
	大田庁舎	大田振興課 市民生活係	879-0901	杵築市大田石丸445	0978-52-2222
	山香庁舎	福祉事務所 障がい福祉係	879-1307	杵築市山香町大字野原1010-2	0977-75-2405
日 出 町	日出町役場	介護福祉課 障害福祉係	879-1592	速見郡日出町2974-1	0977-73-3126
国 東 市	国東市役所	福祉課 障がい者支援係	873-0503	国東市国東町鶴川149	0978-72-5164
	国見総合支所	地域振興課	872-1401	国東市国見町伊美2300-1	0978-82-1112
	武蔵総合支所	地域振興課	873-0412	国東市武蔵町古市1086-1	0978-68-1112
	安岐総合支所	地域振興課	873-0293	国東市安岐町中園100	0978-67-1111
姫 島 村	姫島村役場	健康推進課	872-1501	東国東郡姫島村1560-1	0978-87-2177
臼 杵 市	臼杵市役所	福祉課 障がい福祉グループ	875-8501	臼杵市大字臼杵72-1	0972-63-1111
	野津庁舎	市民生活推進課 健康福祉グループ	875-0292	臼杵市野津町大字野津市326-1	0974-32-2220
津久見市	津久見市役所	社会福祉課 障がい支援班	879-2435	津久見市宮本町20-15	0972-82-9519
由 布 市	由布市役所	福祉課	879-5498	由布市庄内町柿原302	097-582-1111
	湯布院庁舎	湯布院地域振興課 福祉係	879-5192	由布市湯布院町川上3738-1	0977-84-3111
	挾間庁舎	挾間地域振興課 福祉保健係	879-5592	由布市挾間町向原128-1	097-583-1111
佐 伯 市	佐伯市役所	障がい福祉課 障がい福祉係	876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972-22-4524
	上浦振興局	地域振興課 市民サービス係	879-2692	佐伯市上浦大字津井浦1400-3	0972-32-3111
	弥生振興局	地域振興課 市民サービス係	876-0112	佐伯市弥生大字上小倉656-1	0972-46-1111
	本匠振興局	地域振興課 市民サービス係	876-0205	佐伯市本匠大字波寄2685	0972-56-5111
	宇目振興局	地域振興課 市民サービス係	879-3205	佐伯市宇目大字千束1060-1	0972-52-1111
	直川振興局	地域振興課 市民サービス係	879-3101	佐伯市直川大字赤木105	0972-58-2111
	鶴見振興局	地域振興課 市民サービス係	876-1202	佐伯市鶴見大字地松浦2008-6	0972-33-1111
	米水津振興局	地域振興課 市民サービス係	876-1401	佐伯市米水津大字浦代浦1239-2	0972-35-6111
竹 田 市	蒲江振興局	地域振興課 市民サービス係	876-2492	佐伯市蒲江大字蒲江浦373-1	0972-42-1111
	竹田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	878-0011	竹田市大字会々1650	0974-63-4811
	荻支所	市民係	879-6192	竹田市荻町恵良原1772-7	0974-68-2211
	久住支所	市民係	878-0201	竹田市久住町大字久住6161-1	0974-76-1111
豊後大野市	直入支所	市民係	878-0402	竹田市直入町大字長湯8201	0974-75-2211
	豊後大野市役所	社会福祉課 障がい支援係	879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
	清川支所	市民係	879-6903	豊後大野市清川町砂田936-2	0974-35-2111
	緒方支所	市民係	879-6601	豊後大野市緒方町馬場41-1	0974-42-2111
	朝地支所	市民係	879-6222	豊後大野市朝地町朝地932-1	0974-72-1111
	大野支所	市民係	879-6441	豊後大野市大野町田中55-1	0974-34-2301
	千歳支所	市民係	879-7401	豊後大野市千歳町新殿706-1	0974-37-2111
	犬飼支所	市民係	879-7301	豊後大野市犬飼町犬飼28	097-578-1111
日 田 市	日田市役所	社会福祉課 障害福祉係	877-8601	日田市田島2-6-1	0973-22-8290
九 重 町	九重町役場	健康福祉課	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-2111
玖 珠 町	玖珠町役場	福祉保険課 福祉班	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-1115
中 津 市	中津市役所	福祉支援課 障害福祉係	871-8501	中津市豊田町14-3	0979-62-9802
	三光支所	総務・住民課 住民係	871-0192	中津市三光原口644-7	0979-43-2050
	本耶馬溪支所	総務・住民課 住民係	871-0295	中津市本耶馬溪町曾木1800	0979-52-2211
	耶馬溪支所	総務・住民課 住民係	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂138-1	0979-54-3111
	山国支所	総務・住民課 住民係	871-0795	中津市山国町守実130	0979-62-3111
宇 佐 市	宇佐市役所	福祉課 障がい者支援係	879-0492	宇佐市大字上田1030-1	0978-27-8141
	院内支所	市民サービス課 健康福祉係	872-0332	宇佐市院内町山城39	0978-42-5111
	安心院支所	市民サービス課 健康福祉係	872-0592	宇佐市安心院町下毛2115	0978-44-1111
豊後高田市	豊後高田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	879-0692	豊後高田市是永町39-3	0978-22-3100
	真玉庁舎	地域総務一課	872-1101	豊後高田市中真玉2144-12	0978-53-5111
	香々地庁舎	地域総務二課	872-1207	豊後高田市見目110	0978-54-3111

10. 県の窓口

(令和4年6月1日現在)

名 称	管轄市町村	郵便番号	所 在 地	電話番号
大分県東部保健所	別府市・杵築市・日出町	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511
大分県東部保健所 国東保健部	国東市・姫島村	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127
大分県中部保健所	臼杵市・津久見市	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171
大分県中部保健所 由布保健部	由布市	879-5421	由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660
大分県南部保健所	佐伯市	876-0844	佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562
大分県豊肥保健所	竹田市・豊後大野市	879-7131	豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162
大分県西部保健所	日田市・九重町・玖珠町	877-0025	日田市田島2-2-5	0973-23-3133
大分県北部保健所	中津市・宇佐市	871-0024	中津市中央町1-10-42	0979-22-2210
大分県北部保健所 豊後高田保健部	豊後高田市	879-0621	豊後高田市是永町39	0978-22-3165
大分県こころとからだの相談支援センター		870-1155	大分市大字玉沢908	097-541-5276
大分県障害福祉課		870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2727